第19期
定時株主総会
招集ご通知

日　時　2021年３月30日（火曜日）午前10時（受付開始：午前９時）

場　所　東京都中央区京橋二丁目６番21号
株式会社パイロットコーポレーション　本社６階会議室

＜ご案内＞

- **新型コロナウイルス感染症の拡大状況に鑑み、本株主総会につきましては可能な限り株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面（郵送）又は電磁的方法（インターネット等）による事前の議決権行使をお願い申しあげます。**
- **株主総会来場記念品はご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。**

株式会社**パイロットコーポレーション**
証券コード　7846

証券コード　7846
2021年３月12日

株　主　各　位

東京都中央区京橋二丁目６番21号
株式会社**パイロットコーポレーション**
取締役社長　伊　藤　　秀

第19期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第19期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申しあげます。
**　なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、本定時株主総会につきましては、可能な限り株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面（郵送）又は電磁的方法（インターネット等）により事前の議決権行使をお願い申しあげます。**
**　お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、次頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、2021年３月29日（月曜日）午後５時35分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時		2021年３月30日（火曜日）午前10時　（受付開始：午前９時）
２．場　　所		東京都中央区京橋二丁目６番21号 **株式会社パイロットコーポレーション　本社６階会議室** （巻末の「**株主総会会場のご案内**」をご参照ください。）
３．目的事項	**報告事項**	１．第19期（2020年１月１日から2020年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 ２．第19期（2020年１月１日から2020年12月31日まで）計算書類報告の件
	決議事項	**第１号議案**　取締役７名選任の件 **第２号議案**　取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス https://www.pilot.co.jp/）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2021年３月30日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前９時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2021年３月29日（月曜日）
午後５時35分到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年３月29日（月曜日）
午後５時35分入力完了分まで

詳細は次頁をご覧ください

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

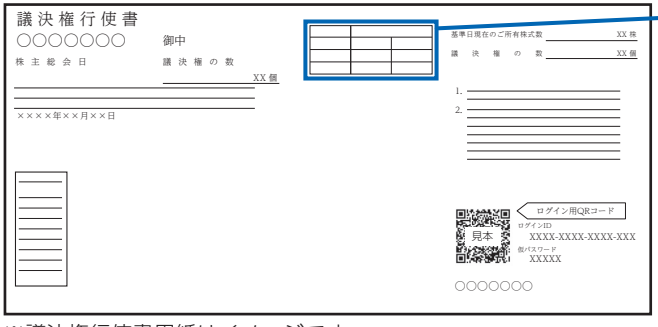

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第２号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1　議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

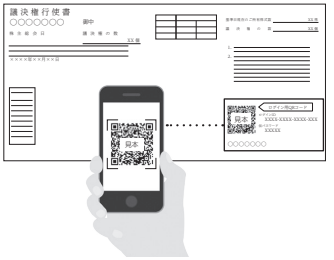

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

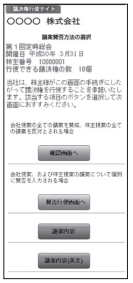

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://evote.tr.mufg.jp/

1　議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2　議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

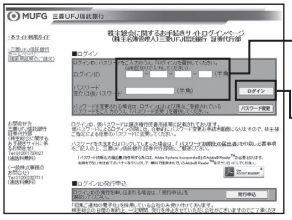

3　新しいパスワードを登録する。

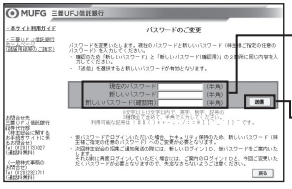

4　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法等が
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 9:00～21:00）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

第１号議案　取締役７名選任の件

現在の取締役８名全員は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役７名（うち社外取締役３名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名	候補者属性	現在の当社における地位	取締役会出席状況(2020年度)
1	伊藤（いとう）　秀（しゅう）	再任	代表取締役社長	15/15回
2	白川（しらかわ）　正和（まさかず）	再任	取締役	15/15回
3	木村（きむら）　勉（つとむ）	再任	取締役	15/15回
4	横山（よこやま）　和彦（かずひこ）	新任	執行役員	－
5	田中（たなか）　早苗（さなえ）	再任　社外	社外取締役	15/15回
6	升田（ますだ）　晋造（しんぞう）	再任　社外	社外取締役	15/15回
7	村松（むらまつ）　昌信（まさのぶ）	再任　社外	社外取締役	11/11回

（注）取締役会の出席状況が異なるのは、就任時期の違いによるものです。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	再任 伊藤 秀 （1956年10月31日生）	1979年４月　パイロット萬年筆株式会社入社 2005年７月　当社海外第一営業部長 2007年３月　当社執行役員 2009年３月　当社取締役 2017年３月　当社代表取締役社長（現任） （当期における担当） 全般統括　内部統制担当	10,100株
	取締役候補者とした理由 当社において、海外営業、産業資材等の多岐にわたる部門で豊富な経験と実績を有しており、多大な貢献をしてまいりました。2009年より取締役として、海外営業部門及び生産部門の責任者を務め、2017年より代表取締役に就任し、その実績から適任と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
2	再任 白川 正和 （1956年８月15日生）	1980年４月　パイロット萬年筆株式会社入社 2004年４月　当社経理部長 2011年３月　当社執行役員 2017年３月　当社取締役（現任） （当期における担当） 財務・コンプライアンス・広報担当	2,400株
	取締役候補者とした理由 当社において、国内営業部門及び経理・財務部門で豊富な経験と実績を有しており、多大な貢献をしてまいりました。財務部門担当として海外経験も豊富であり、2011年より執行役員として、海外子会社の副社長、連結管理責任者を務める等、その実績から適任と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
3	再任 木村 勉 （1959年１月20日生）	1981年４月　パイロット萬年筆株式会社入社 2012年７月　当社部長（伊勢崎工場副工場長） 2015年３月　当社執行役員 2017年３月　当社取締役（現任） （当期における担当） 生産・知的財産・品質担当	6,300株
	取締役候補者とした理由 当社において、生産部門で豊富な経験を有しており、2015年に執行役員就任後は、伊勢崎工場長として当社グループの生産部門を牽引し、企業価値向上へ多大な貢献をしてまいりました。2018年からは生産部門及び開発部門を担当しており、その実績から適任と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	新任 横山和彦（よこやまかずひこ） （1961年1月6日生）	1983年４月　パイロット萬年筆株式会社入社 2004年４月　当社東北支社長 2015年３月　当社執行役員（現任） （当期における担当） The Pilot Pen (Taiwan) Co., Ltd.社長	9,800株
	取締役候補者とした理由 当社において、国内営業部門、企画部門で豊富な経験と実績を有しており、2015年に執行役員就任後は、湘南開発センター長として開発部門を牽引し、2019年からは海外子会社経営を経験しており、その実績から適任と判断し取締役に選任をお願いするものであります。		
5	再任　社外 田中早苗（たなかさなえ） （1962年7月15日生）	1989年４月　弁護士登録 1991年９月　田中早苗法律事務所開設・代表（現任） 2011年３月　株式会社ノエビアホールディングス社外取締役（現任） 2015年３月　当社社外取締役（現任） 2015年５月　松竹株式会社社外取締役（現任） 2015年６月　株式会社近鉄エクスプレス社外取締役（現任） 2016年10月　第一生命保険株式会社社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 田中早苗法律事務所代表 株式会社ノエビアホールディングス社外取締役 松竹株式会社社外取締役 株式会社近鉄エクスプレス社外取締役 第一生命保険株式会社社外監査役	400株
	社外取締役候補者とした理由 弁護士及び事業法人の社外取締役並びに各種団体の理事等として、豊富な知識と経験並びに幅広い見識を有しており、2015年に当社社外取締役就任以来、適切な助言をいただいております。加えて取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に対する貢献が今後も期待され、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。		

<table>
<tr><th>候補者
番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位及び担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する
当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td>再任 社外
升田晋造
（1954年10月４日生）</td><td>1979年４月　株式会社電通入社
1996年１月　同社第16営業局部長
2008年７月　同社第15営業局局長
2013年７月　株式会社電通テック常勤監査役
2016年４月　株式会社関広特別顧問
2017年３月　当社社外取締役（現任）
（重要な兼職の状況）
該当事項はありません。</td><td>400株</td></tr>
<tr><td colspan="3">社外取締役候補者とした理由
民間企業におけるマーケティング等の豊富な経験と幅広い見識を活かし、2017年に当社社外取締役就任以来、適切な助言をいただいております。加えて取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に対する貢献が今後も期待され、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">7</td><td>再任 社外
村松昌信
（1955年９月９日生）</td><td>1983年３月　公認会計士登録
1989年11月　税理士登録
2012年11月　仰星税理士法人代表社員（現任）
2013年６月　八千代工業株式会社社外監査役（現任）
2020年３月　当社社外取締役（現任）
（重要な兼職の状況）
仰星税理士法人代表社員
八千代工業株式会社社外監査役</td><td>100株</td></tr>
<tr><td colspan="3">社外取締役候補者とした理由
公認会計士及び税理士並びに事業会社の監査役等としての専門知識に加え、海外における国際的な会計実務の経験を活かし、2020年に当社社外取締役就任以来、適切な助言をいただいております。加えて取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に対する貢献が今後も期待され、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．田中早苗氏、升田晋造氏及び村松昌信氏は、社外取締役候補者であります。
３．田中早苗氏、升田晋造氏及び村松昌信氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、それぞれの社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって田中早苗氏が６年、升田晋造氏が４年、村松昌信氏が１年となります。
４．当社は、田中早苗氏、升田晋造氏及び村松昌信氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低限度額としており、３氏が再任された場合には、当社は３氏との間で当該契約を継続する予定であります。

5．当社は、保険会社との間で、取締役、監査役、執行役員を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を、保険料を全額会社負担として締結しております。当該保険は、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を填補するものであります。次回更新時には同内容での更新を予定しておりますが、本議案において各氏の選任が承認可決された場合には、各氏は引き続き被保険者となります。
6．当社は、田中早苗氏、升田晋造氏及び村松昌信氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。３氏が再任された場合には、当社は引き続き３氏を独立役員とする予定であります。
7．田中早苗氏の戸籍上の氏名は、菊川早苗であります。

（ご参考）

社外役員の独立性判断基準

当社の定めた「社外役員の独立性基準」は以下のとおりです。

次に掲げる属性のいずれにも該当しない場合、当該社外取締役及び社外監査役（候補者を含む。）は、当社からの独立性を有し、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断しております。

⑴当社及び当社の関係会社（以下、併せて「当社グループ」という。）の業務執行者

⑵当社グループを主要な取引先とする者（当社グループに対して製品もしくはサービスを提供する者であって、その取引額が当該取引先の直近事業年度における年間連結売上高の2%超に相当する金額となる取引先）又はその業務執行者

⑶当社の主要な取引先（当社が製品もしくはサービスを提供している者であって、その取引額が当社の直近事業年度における年間連結売上高の2%超に相当する金額となる取引先）又はその業務執行者

⑷当社グループから役員報酬以外にコンサルタント、会計士、弁護士等の専門家として年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている個人、又は年間１億円以上を得ている法人に属する者

⑸当社グループの法定監査を行う監査法人に属する者

⑹当社の大株主（総議決権の5%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者

⑺当社グループが総議決権の5%以上の議決権を直接又は間接的に保有している会社の業務執行者

⑻最近5年間において、上記⑴～⑺のいずれかに該当していた者

⑼上記⑴～⑻に該当する者（業務執行者については、取締役、執行役、執行役員、部長格以上の業務執行者又はそれらに準ずる権限を有する業務執行者である場合に限る。）の、配偶者又は二親等以内の親族もしくは同居の親族

⑽その他、当社の一般株主全体との間で上記⑴～⑼までで考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがある者

第２号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

当社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。以下本議案において同じ。）の報酬は、「基本報酬」、「期末報酬」で構成されていますが、新たに、当社の取締役を対象とする中期業績に連動した株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入をお願いするものであります。具体的には、従来の取締役報酬等の額とは別枠にて、新たな株式報酬を、役位及び信託期間を通じた業績目標の達成度等に応じて、取締役に対して支給する旨のご承認をお願いするものであります。

なお、現在の取締役は８名（うち社外取締役３名）でありますが、第１号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は４名となります。

１．提案の理由及び本制度を相当とする理由

当社は、2020年３月６日に中期経営計画を公表しておりますが、これに併せて、取締役に対し、中期経営計画で示す業績目標との連動性が高い本制度を導入することは、中期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることに寄与するものであり、加えて取締役の報酬と当社の株式価値との連動性がより明確となることから、本制度の導入は相当であると考えております。

なお、本制度の導入に関し、指名・報酬諮問委員会の審議結果を踏まえたうえで本議案を付議しております。

２．本制度における報酬等の額・内容等

⑴　本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役報酬額（下記⑵のとおり。）を原資として当社株式が信託を通じて取得され、役位及び信託期間を通じた業績目標の達成度等に応じて対象期間（下記⑵に定める。）中に取締役として在任している者に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）が交付及び給付（以下「交付等」という。）される株式報酬制度です。取締役が当社株式等の交付等を受けるのは、対象期間（下記⑵に定める。）終了後の一定時期となります。

⑵　会社が拠出する金員の上限

本制度は、当社の掲げる中期経営計画の対象となる事業年度（以下「対象期間」という。ただし、当社は現在2019年12月31日で終了する事業年度から2021年12月31日で終了する事業年度までの３事業年度を対象とする中期経営計画を推進中であることから、当該中期経営計画の期間に対応させるため、その残存期間である2021年12月31日で終了する１事業年度を当初の対象期間とし、信託期間の延長が行われた場合には、以降の中期経営計画に対応する事業年度とする。）を対象とします。

当社は、50百万円に対象期間の年数を乗じた金額（当初の対象期間である１事業年度に対しては50百万円）を上限とする金員を、当該対象期間にかかる取締役への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする対象期間に相当する期間の信託（以下「本信託」という。）を設定します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得します。当社は当該対象期間に関し、取締役に対するポイントの付与（下記⑶に定める。）を行い、本信託は当社株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、その時点において当社が策定している中期経営計画に対応する年数が新たな対象期間となり、当該新たな対象期間と同一期間について本信託の信託期間を延長します。当社は、当該新たな対象期間に係る当社の取締役への報酬として上記の金額の上限の範囲内で本信託に対して追加拠出を行い、取締役に対するポイントの付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、当該新たな対象期間において本信託に拠出する金額の上限の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に信託期間を再延長することがあります。

⑶　取締役が取得する当社株式等の数の算定方法及び上限

本信託を通じて取締役に対して交付される当社株式等の数及び金額は、一定の算定式に従って付与されるポイントに基づき、定まります。

具体的には、信託期間中の所定の時期に、取締役として在任する者に対して、以下の算定式に従って固定ポイント及び業績連動ポイントが付与され、中期経営計画に応じた期間の累積ポイント（以下「株式交付ポイント」という。）に基づき、交付等される株式等の数及び金額を決定します。本信託を通じて取締役に交付される当社株式の数は、各取締役に付与された株式交付ポイント１ポイント当たり、１株とします。また、本信託に属する当社株式が株式の分割、株式無償割当て、株式の併合等によって増加又は減少した場合、当社は、その増加又は減少の割合に応じて株式交付ポイント当たりに交付される当社株式の数を調整します。

（固定ポイントの算定式）
役位により定める金額÷所定の時期における株式単価
（業績連動ポイントの算定式）
役位により定める金額÷所定の時期における株式単価×業績連動係数※
※０～150％の範囲で決定します。
※受益者要件を充足する取締役が、退任した場合（自己都合により退任した場合を除く。）、死亡した場合、国内非居住者となった場合の該当事業年度の業績連動係数は１（100％）とする。

各対象期間に関して取締役に対して交付される当社株式数の上限は、10,000株に当該対象期間の年数を乗じた株式数とします（以下、「上限交付株式数」という。）。そのため、当初の対象期間（１事業年度）に関する上限交付株式数は、10,000株となります。この上限交付株数は、上記⑵の当社が拠出する金員の上限額を踏まえて、直近１年間の株価等を参考に設定しています。なお、上記⑵第３段落の本信託の継続が行われた場合には、新たな対象期間に関する上限交付株式数は、10,000株に当該新たな対象期間の年数を乗じた株数とします。

⑷　取締役に対する当社株式等の交付等の方法及び時期

受益者要件を充足した取締役は、本制度の最終事業年度の末日直後の４月（当初対象期間については2022年４月）頃に、上記⑶に基づき算出される数の当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、信託契約の定めに従い、株式交付ポイントに対応する当社株式の50％（単元未満株数は切り捨て）については当社株式の交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

また、受益者要件を充足する取締役が退任する場合（自己都合により退任した場合を除く。）においては、退任時までの株式交付ポイントに応じた数の当社株式等について、本信託から交付等を受けるものとします。受益者要件を充足する取締役が取締役の在任中に死亡した場合においては、死亡時までの株式交付ポイントに応じた数の当社株式を換価して得られる金銭について、当該取締役の相続人が本信託から給付を受けるものとします。対象期間中に国内非居住者となった場合は、取締役を死亡した者と同様に取り扱い、その時点までの株式交付ポイントに応じた数の当社株式を換価して得られる金銭について、本信託から給付を受けるものとします。

⑸　本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

⑹　その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

（ご参考：2021年２月26日付プレスリリースの抜粋）

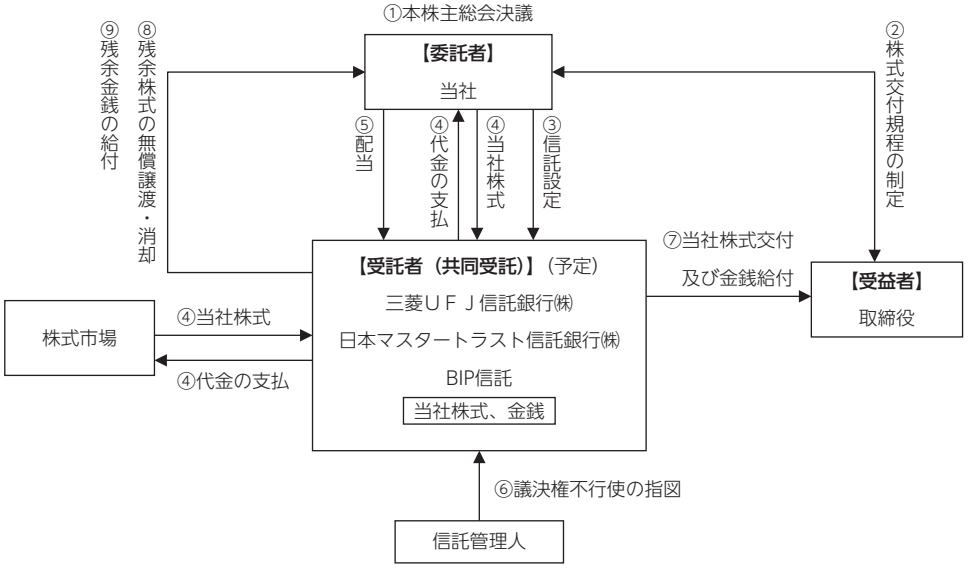

① 当社は取締役を対象とする本制度の導入に関して、本株主総会において役員報酬の承認決議を得ます。

② 当社は取締役会において本制度に係る株式交付規程を制定します。

③ 当社は、①の本株主総会の承認決議の範囲内で取締役の報酬の原資となる金銭を拠出し、三菱UFJ信託銀行株式会社（受託者）に信託し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託（以下「本信託」という。）を設定します。

④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）又は株式市場から取得します。本信託が取締役に対する交付等の対象として取得する株式数は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。

⑤ 本信託内の当社株式に対する剰余金の分配は、他の株式と同様に行われます。

⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。

⑦ 受益者要件を満たす取締役は、信託期間中に、当社の株式交付規程に従い、毎年一定のポイントの付与を受けた上で、中期経営計画に応じた期間の株式交付ポイントに基づき、本信託から当社株式等の交付等を受けます。（なお、信託契約の定めに従い、株式交付ポイントに対応する当社株式の50％（単元未満株数は切り捨て）については当社株式の交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。）

⑧ 信託期間中における業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び本信託への追加信託を行うことにより、本制度又はこれと同種の株式報酬制度として本信託を継続利用するか、又は、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社は取締役会決議によりその消却を行う予定です。

⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余金銭は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超える部分については、当社及び受益者と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。
なお、本信託を継続利用する場合には、当該残余金銭は株式取得資金として活用されます。

（注）受益者要件を充足する当社取締役への当社株式等の交付等により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。

【信託契約の内容】

①信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
②信託の目的	取締役に対するインセンティブの付与
③委託者	当社
④受託者	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（予定） （共同受託者　日本マスタートラスト信託銀行株式会社（予定））
⑤受益者	取締役のうち受益者要件を充足する者
⑥信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
⑦信託契約日	2021年５月26日（予定）
⑧信託の期間	2021年５月26日（予定）～2022年５月末日（予定）
⑨制度開始日	2021年５月26日（予定）
⑩議決権行使	行使しない
⑪取得株式の種類	当社普通株式
⑫信託金の上限額	50百万円/年間（予定）（信託報酬・信託費用を含む。）
⑬帰属権利者	当社
⑭残余金銭	帰属権利者である当社が受領できる残余金銭は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

（注）上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあるものとします。

以　上

（提供書面）

事　業　報　告

（2020年１月１日から2020年12月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度（2020年１月１日～2020年12月31日）における経済環境は、国内では新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が残る中、段階的な経済活動の再開や各種政策の効果等により持ち直しの動きも見られましたが、コロナ禍の収束は未だ見えず、依然として厳しい状況が続きました。海外でも多くの国と地域で感染拡大防止による経済活動の制限が続いたため、市場の回復は緩やかなものとなり、国内外とも総体的に低調に推移しました。

このような環境の下、当社グループにおきましても、日本及び海外の多くの市場において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による直接的な影響や、自粛ムードの広がりに起因する消費マインドの冷え込み等の影響を受け、厳しい状況が続きました。この結果、当期間の連結売上高は870億96百万円（前期比84.0%）となりました。

国内外別では、国内市場における連結売上高は248億62百万円（前期比79.5%）、海外市場における連結売上高は622億34百万円（前期比85.9%）となりました。

また、損益につきましては連結営業利益が141億41百万円（前期比73.9%）、連結経常利益が143億56百万円（前期比74.7%）、親会社株主に帰属する当期純利益は99億33百万円（前期比74.8%）となりました。

各セグメント別の状況は以下のとおりです。

（日本セグメント）

国内のステイショナリー用品事業においては、販売店の休業や短縮営業が解除された後も新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による消費の冷え込みが回復せず、特に都市部で厳しい状況が続きました。その中においても「フリクション」シリーズや「ジュース」シリーズ等といった定番商品の売り場の維持に加え、激細油性ボールペン「アクロボール03」等の付加価値のある新製品を投入することにより、市場の活性化に努めました。

玩具事業においては、主力商品である「メルちゃん」シリーズや知育玩具の国内での販売は巣ごもり需要もありましたが、コロナ禍の影響で輸出が減少したこともあり、厳しい状況となりました。

以上の結果、当セグメントにおける外部顧客に対する売上高は300億55百万円（前期比76.7%）、セグメント利益は92億10百万円（前期比62.5%）となりました。

（米州セグメント）

米州地域につきましては、米国市場において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うオフィス環境の変化による需要の減少もあり、定番商品の「G－2（ジーツー）」等の販売が伸び悩みました。さらにブラジル市場においてもコロナ禍に加えて、為替の影響も大きく受けたため苦戦が続きました。

以上の結果、当セグメントにおける外部顧客に対する売上高は222億73百万円（前期比79.6%）、セグメント利益は10億50百万円（前期比71.2%）となりました。

（欧州セグメント）

欧州地域につきましては、主要国にて秋口に再び新型コロナウイルス感染症の感染拡大がみられ、緩和されていた感染拡大防止措置が再び強化される等、一時期復調していた「フリクション」シリーズをはじめとした主力商品の販売に影響が出ました。

以上の結果、当セグメントにおける外部顧客に対する売上高は185億45百万円（前期比94.0%）、セグメント利益は14億18百万円（前期比88.7%）となりました。

（アジアセグメント）

アジア地域につきましては、中国市場や台湾市場が復調傾向であり、「P-500／700」、「ジュース」シリーズ等の販売が堅調でありました。半面、その他の地域では依然としてコロナ禍の影響を大きく受け、厳しい状況が続きました。

以上の結果、当セグメントにおける外部顧客に対する売上高は162億22百万円（前期比96.3%）、セグメント利益は為替変動の影響を受けたこともあり８億７百万円（前期比58.2%）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの総設備投資額は36億50百万円であり、主として筆記具生産設備の増強、合理化のためであります。設備投資の所要資金は、当社及び子会社が自己資金で充当しました。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

⑵ 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第16期 (2017年12月期)	第17期 (2018年12月期)	第18期 (2019年12月期)	第19期 (当連結会計年度) (2020年12月期)
売上高(百万円)	104,117	104,038	103,714	87,096
経常利益(百万円)	20,561	21,010	19,215	14,356
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	15,497	14,589	13,277	9,933
１株当たり当期純利益　(円)	361.72	369.87	336.62	251.84
総資産(百万円)	111,964	115,065	125,934	123,571
純資産(百万円)	59,972	69,688	81,179	87,873
１株当たり純資産額　(円)	1,485.64	1,732.42	2,023.41	2,199.11

(注)「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号　2018年２月16日)等を第18期の期首から適用しており、第17期に係る総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名称	資本金又は出資金	議決権の所有割合(%)	主要な事業内容
パイロットインキ株式会社	220百万円	100.0	筆記具等の製造及び玩具等の製造・販売
東海化学工業株式会社	60百万円	90.9 (90.9)	筆記具等の部品の製造
株式会社パイロットロジテム	30百万円	100.0	物流業
Pilot Corporation of America／アメリカ	23,500千米ドル	100.0	筆記具等の製造・販売
Pilot Pen de Mexico S.de R.L. de C.V.／メキシコ	4,510千米ドル	100.0 (100.0)	筆記具等の販売
Pilot Pen Do Brasil S／A.／ブラジル	3,200千レアル	99.8	筆記具等の製造・販売
Pilot Nordic AB／スウェーデン	100千スウェーデンクローネ	100.0	筆記具等の販売
The Pilot Pen Company (U.K.) Ltd.／イギリス	640千スターリングポンド	100.0	筆記具等の販売
Pilot Pen (Deutschland) GmbH／ドイツ	2,070千ユーロ	100.0	筆記具等の販売
Pilot Corporation of Europe S.A.／フランス	7,216千ユーロ	100.0	筆記具等の製造・販売
Pilot Pen France S.A.S／フランス	280千ユーロ	100.0 (100.0)	筆記具等の販売
Pilot Pen South Africa (Pty) Ltd.／南アフリカ	4,324千ランド	100.0	筆記具等の販売
The Pilot Pen (Taiwan) Co., Ltd.／台湾	70,000千ニュー台湾ドル	50.0	筆記具等の販売
Pilot Pen (Shenzhen) Co., Ltd.／中国	850千米ドル	100.0	筆記具等の販売
Pilot Pen Co., (Hong Kong) Ltd.／香港	2,500千香港ドル	100.0	筆記具等の販売
Pilot Pen (S) Pte. Ltd.／シンガポール	2,000千シンガポールドル	80.0	筆記具等の販売
Pilot Pen Australia Pty.Ltd.／オーストラリア	2,700千豪ドル	100.0	筆記具等の製造・販売

(注) 1．議決権の所有割合欄の（内書）は間接所有であります。
2．当社の連結子会社は、上記の重要な子会社を含む18社であります。

⑷ 対処すべき課題

当社グループは「書く、を支える。」企業として、世界190以上の国と地域で製品を販売しておりますが、その製造の多くは国内で行っているため、グローバルに展開する際の為替の変動リスクにも耐えうる収益構造が必要となります。これまでに生産・物流の効率化をはじめとした数々の改善を進めてきた結果、近年では大幅な利益率の向上を実現し堅調な業績を維持しておりますが、今後も継続して改善に取り組んでまいります。

収益面においては、新型コロナウイルス感染症の影響による販売数量の減少に伴う製品の粗利率の低下が見込まれる他、収益構造の改善により向上した利益率から得られる利益につきましても、市場差別化のための高付加価値商品の開発、生産設備の増強やＩＴインフラの整備・充実、広告を含めた各種マーケティングの強化施策等への投資を行い、一時的な営業利益率の低下が見込まれるものの、将来的な成長に向けた施策を実施することで安定した事業の継続を図ってまいります。

また新型コロナウイルス感染症の感染拡大にあたり、当社グループで働く人々とその家族、ステークホルダーの皆様の健康と安全確保を最優先に、感染拡大防止に継続して注力いたします。その収束まで、各国政府等の要請に基づき適切に対処すると同時に、コロナ禍の長期化を想定する中で、グループ子会社を含む資金の手当てや経費の徹底的な削減を実施するとともに、各国の状況にあわせた事業継続への取り組みを進めてまいります。

同時にガバナンスの実効性を向上させるために、これまでに指名・報酬諮問委員会の設置、取締役会に占める社外取締役比率の増加等を実施してまいりました。今後もより実効性のあるガバナンス体制構築に向け、さらに取り組みを加速させてまいります。

加えて当社グループは、持続的な成長と持続可能な社会の発展に寄与するため、サステナビリティの取り組みを推進しております。将来世代が豊かな生活を継続的に営むためには、地球環境に配慮した企業活動が重要であると認識しております。リサイクル材を使用したBEGREEN製品の販売、生産工程における廃棄物の削減や生産方法の見直しによる環境負荷の低減、そして率先してリデュース、リユース、リサイクルのための社会活動を継続し、持続可能な社会の実現に向けてグループ一体となって取り組んでまいります。

当社グループの事業は、少子化に伴う国内市場の縮小や世界的に進むデジタル化等の要因により、高い成長が見込まれにくい分野に属しております。その中で当社グループはお客様に喜んでいただけるような付加価値の高い魅力的な製品の開発や、販路の整備による「企業価値、ブランド力の向上」、持続的な成長を支えるための「経営資源の再配分」、ガバナンスを向上させ将来的展望を見据えた「経営基盤の強化」を中長期的な観点から経営施策の柱に据え、世界のトップブランドとなるべく、販売しているそれぞれの国と地域で、筆記具カテゴリーにおけるトップシェアを目指し、販売シェアの拡大を図ってまいります。

⑸ 主要な事業内容（2020年12月31日現在）

当社グループは、筆記具等をはじめとしたステイショナリー用品及び玩具等の製造、仕入及び販売を主な事業としているほか、これらに付帯するサービス業務を営んでおります。

当社グループは、販売体制を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、当社グループのセグメント及び主要な事業内容は、次のとおりであります。

セグメントの名称	事業内容
日本	筆記具等のステイショナリー用品、玩具、リング等の貴金属アクセサリー、セラミックス部品等の製造、仕入及び販売
米州	筆記具等の製造及び販売
欧州	筆記具等の製造及び販売
アジア	筆記具等の製造及び販売

（注）「アジア」には、アフリカ、オセアニアを含んでおります。

⑹ 主要な営業所及び工場（2020年12月31日現在）

会社名	名称及び所在地等
当社	本社：東京都中央区 東北支社：宮城県仙台市 中京支社：愛知県名古屋市 西部支社：大阪府大阪市 九州支社：福岡県福岡市 平塚工場：神奈川県平塚市 伊勢崎工場：群馬県伊勢崎市 伊勢崎第二工場：群馬県伊勢崎市
パイロットインキ株式会社	本社：愛知県名古屋市 御器所工場：愛知県名古屋市 東郷工場：愛知県愛知郡東郷町 津工場：三重県津市
東海化学工業株式会社	愛知県豊田市
Pilot Corporation of America	アメリカ　フロリダ
Pilot Pen de Mexico S.de R.L. de C.V.	メキシコ　ハリスコ
Pilot Pen Do Brasil S／A.	ブラジル　サンパウロ
Pilot Nordic AB	スウェーデン　オーランダスタッド
The Pilot Pen Company (U.K.) Ltd.	イギリス　バッキンガムシャー
Pilot Pen (Deutschland) GmbH	ドイツ　ラインベック
Pilot Corporation of Europe S.A.	フランス　アロンジェ・ラ・カイユ
Pilot Pen France S.A.S	フランス　アヌシー・ル・ヴュー
Pilot Pen South Africa (Pty) Ltd.	南アフリカ　ハウテン
The Pilot Pen (Taiwan) Co., Ltd.	台湾　台北市
Pilot Pen (Shenzhen) Co., Ltd.	中華人民共和国　広東省深圳市
Pilot Pen Co., (Hong Kong) Ltd.	香港
Pilot Pen (S) Pte. Ltd.	シンガポール
Pilot Pen Australia Pty.Ltd.	オーストラリア　ニューサウスウェールズ

⑺ 従業員の状況（2020年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
日本	1,387(598)名	1(△9)名
米州	450(0)名	△36(△2)名
欧州	349(26)名	2(△4)名
アジア	423(24)名	5(0)名
合計	2,609(648)名	△28(△15)名

（注）1．従業員数は就業人員であります。
2．従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
3．「アジア」には、アフリカ、オセアニアを含んでおります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
991(191)名	△8(△11)名	45.5歳	22.2年

（注）1．従業員数は就業人員であります。
2．従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

⑻ 主要な借入先の状況（2020年12月31日現在）

（単位：百万円）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	4,820
株式会社みずほ銀行	5,140

⑼ その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の現況

(1) 株式の状況（2020年12月31日現在）

① 発行可能株式総数　180,000,000株

② 発行済株式の総数　43,814,400株

③ 株主数　12,596名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,239,800	5.67
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,915,900	4.85
株式会社三菱UFJ銀行	1,718,600	4.35
みずほ信託銀行株式会社　退職給付信託　みずほ銀行口 再信託受託者　株式会社日本カストディ銀行	1,602,000	4.06
朝日生命保険相互会社	1,134,000	2.87
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,100,400	2.78
KOREA SECURITIES DEPOSITORY－SHINHAN INVESTMENT	1,061,000	2.68
松竹株式会社	972,000	2.46
パイロットグループ従業員持株会	958,600	2.43
第一生命保険株式会社	900,000	2.28

（注）1．当社は、自己株式を4,370,913株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2．持株比率は、自己株式を控除して計算し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
3．「みずほ信託銀行株式会社　退職給付信託　みずほ銀行口　再信託受託者　株式会社日本カストディ銀行」は、株式会社みずほ銀行が所有していた当社株式を退職給付信託として委託した信託財産であり、議決権については、株式会社みずほ銀行の指図により行使されることになっております。
なお、上記以外に「株式会社みずほ銀行」の名義で1,600株所有しております。

⑵ その他株式に関する重要な事項

当社は、2021年２月12日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却を行うことを決議いたしました。

１．消却する株式の種類	当社普通株式
２．消却する株式の総数	2,000,000株
３．消却予定日	2021年２月26日
４．消却後の発行済株式総数	41,814,400株

⑶ 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(4) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	伊藤　秀	全般統括・内部統制担当
代表取締役	渡辺広基	全般統括
取締役	堀口恭男	国内営業担当
取締役	白川正和	財務・コンプライアンス・広報担当
取締役	木村勉	生産・知的財産・品質担当
取締役	田中早苗	弁護士・田中早苗法律事務所代表 株式会社ノエビアホールディングス社外取締役 松竹株式会社社外取締役 株式会社近鉄エクスプレス社外取締役 第一生命保険株式会社社外監査役
取締役	升田晋造	
取締役	村松昌信	公認会計士・税理士 仰星税理士法人代表社員 八千代工業株式会社社外監査役
常勤監査役	空元直樹	
常勤監査役	雜村吉浩	
監査役	板澤幸雄	弁護士
監査役	神山敏蔵	公認会計士　神山敏蔵公認会計士事務所代表 税理士　税理士法人神山会計代表社員 株式会社エーティーエルシステムズ監査役 あると築地有限責任監査法人代表社員

（注）1．取締役田中早苗氏、取締役升田晋造氏及び取締役村松昌信氏は、社外取締役であります。
2．監査役板澤幸雄氏及び監査役神山敏蔵氏は、社外監査役であります。
3．取締役村松昌信氏及び監査役神山敏蔵氏は、公認会計士及び税理士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4．取締役田中早苗氏、取締役升田晋造氏及び取締役村松昌信氏、監査役板澤幸雄氏及び監査役神山敏蔵氏は、当社との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低限度額としております。
5．当社は取締役田中早苗氏、取締役升田晋造氏及び取締役村松昌信氏、監査役板澤幸雄氏及び監査役神山敏蔵氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6．取締役田中早苗氏の戸籍上の氏名は、菊川早苗であります。

②　事業年度中に退任した監査役

氏　　名	退　任　日	退任理由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
小久保　好　雄	2020年３月27日	任期満了	常勤監査役
丹　羽　　宏　己	2020年３月27日	任期満了	社外監査役 税理士法人茂木会計事務所代表社員

③　取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

役　員　区　分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	賞　与	
取締役 （社外取締役を除く）	202	174	28	5
監査役 （社外監査役を除く）	29	29	-	3
社外取締役	18	18	-	3
社外監査役	10	10	-	3

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．2020年３月27日開催の当社第18期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と、また監査役の報酬限度額は、年額100百万円以内と、それぞれ決議いただいております。

④　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	田中早苗	田中早苗法律事務所代表	特別の関係はありません。
		株式会社ノエビアホールディングス 社外取締役	
		松竹株式会社社外取締役	
		株式会社近鉄エクスプレス社外取締役	
		第一生命保険株式会社社外監査役	
取締役	升田晋造	該当事項はありません。	
取締役	村松昌信	仰星税理士法人代表社員	特別の関係はありません。
		八千代工業株式会社社外監査役	
監査役	板澤幸雄	該当事項はありません。	
監査役	神山敏蔵	神山敏蔵公認会計士事務所代表	特別の関係はありません。
		税理士法人神山会計代表社員	
		株式会社エーティーエルシステムズ 監査役	
		あると築地有限責任監査法人 代表社員	

ロ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主　な　活　動　状　況
社外取締役	田中　早苗	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席し、弁護士及び事業法人の社外取締役並びに各種団体の理事等としての豊富な知識と経験並びに幅広い見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外取締役	升田　晋造	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席し、民間企業における豊富な経験と幅広い見識を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外取締役	村松　昌信	2020年３月27日就任以降に開催された取締役会11回のうち11回に出席し、公認会計士及び税理士並びに事業会社の監査役等としての豊富な知識と経験並びに幅広い見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	板澤　幸雄	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に、監査役会９回のうち９回にそれぞれ出席し、弁護士及び事業法人の社外監査役等として、豊富な知識と経験並びに幅広い見識に基づき、取締役会の業務執行の適法性を監査するとともに、主に法令、定款の遵守やコンプライアンス強化について、必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	神山　敏蔵	2020年３月27日就任以降に開催された取締役会11回のうち11回に、監査役会６回のうち６回にそれぞれ出席し、公認会計士及び税理士並びに事業会社の監査役等としての豊富な知識と経験並びに幅広い見識に基づき、取締役会の業務執行の適法性を監査するとともに、主に会計システムの整備や内部統制体制の構築について、必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第22条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が２回ありました。

⑸ 会計監査人の状況

① 名称　　アーク有限責任監査法人

② 報酬等の額

(単位：百万円)

区　　分	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
提出会社	44	－
連結子会社	－	－
計	44	－

(注) 1．当社の在外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。
2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑹　業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の概要

当社が業務の適正を確保するための体制として、取締役会において決議した基本方針は、当社ホームページ（https：//www.pilot.co.jp/company/ir/csr/governance.html）に掲載のとおりですが、その概要は次のとおりです。

なお、本決議事項は、経営環境の変化等に対応して、継続的に見直しを実施するものとしております。（2017年７月24日開催の取締役会決議により、内容を改定しております。）

1．取締役、執行役員及びその他の使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役、執行役員及びその他の使用人は、当社の定める「コンプライアンス基本規程」及び「パイロットグループ行動規範」に従い、高い倫理観をもって、コンプライアンスの推進に取組みを行い、内部統制部門及び総務部は連携してコンプライアンスの状況を監査します。

また、当社はコンプライアンスの問題を早期に発見するため、当社の定める「社内通報制度」を適切に運用します。

2．取締役、執行役員及びその他の使用人の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、適用法令及び社内規程に従って適正に行います。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、社内規程並びに付帯する細則及びマニュアルに従い、経営上の重要事項に係るリスクに対応します。

また、組織横断的なリスク状況の監視及び全社的な対応は、総務部担当執行役員の指示に従い、総務部が行います。

4．取締役、執行役員及びその他の使用人の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、経営の監督と執行を分離するために執行役員制度を採用し、迅速な業務執行を図ります。

また、執行役員は、取締役会及び代表取締役社長から業務執行の統括権限を委任された社長執行役員の指示・命令のもと誠実・忠実かつ効率的な業務執行を行います。

5．当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

⑴　当社及び子会社の事業に関して責任を負う当社の取締役又は執行役員に、当社が定める「コンプライアンス基本規程」、「パイロットグループ行動規範」及び「経営リスク管理規程」に基づきコンプライアンス体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えます。

⑵　子会社は、損失の危険の管理に関する規程その他の体制は、当社が定める「経営リスク管理規程」を参考に構築し、各子会社が現地法令及び在外子会社を取り巻く環境に配慮して経営リスクに対処します。

　また、子会社に損失の危険が生じた際は、「パイロットグループ会社管理規程」に従い、子会社からの報告を義務付けます。

⑶　当社は、子会社の取締役等の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制として、当社の経営理念、経営の基本方針及び経営計画等をグループで共有化し、各子会社は目標を定めます。当社の取締役会及び経営執行会議は、これらの進捗状況を定期的に評価し、改善の促進を内容とした、全社的な効率化が実現できるシステムを構築します。

⑷　当社は、子会社の取締役等の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、グループ全体に適用される「パイロットグループ会社管理規程」、「コンプライアンス基本規程」及び「パイロットグループ行動規範」において、法令の遵守はもとより重要な社内規則等の趣旨を理解し、コンプライアンスに基づく経営を遂行することを子会社に周知するよう努めます。

⑸　内部統制部門は、本内部統制基本方針に従い、関係部門と連携して、子会社の内部統制の実効性を高めるために必要な指導・支援を行います。

6．監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、監査役の職務を補助すべき使用人の、取締役及び執行役員等からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

　監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合、社内規程に従い、監査役との協議を行い、同意を得た上で取締役会において決定します。

　また、当該使用人は、取締役及び執行役員等からその職務の内容に関する指揮命令を受けません。

7．取締役、執行役員及びその他の使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役、執行役員及びその他使用人は、監査役に対して、法定の事項、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスの状況等の内容を、速やかに報告します。

また、子会社の取締役、執行役員及びその他の使用人、又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役に対して、子会社に重大な影響を及ぼす事項を報告します。

8．監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役会と代表取締役をはじめとする取締役との間で、必要に応じて意見交換会を設定します。

また、社外監査役への必要な情報提供とその独立性に配慮します。

9．財務報告の適正性を確保するための体制の整備

当社は、当社の定める「パイロットグループ会社経理規程」に従い、金融商品取引法及びその他関係法令等が求める財務報告の適正性を確保するための体制を整備します。

10．反社会的勢力の排除に向けた体制の整備

当社は、反社会的勢力と関わりを持たず、不当な要求を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応します。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の「内部統制基本方針」に基づき内部統制システムの整備・運用をしております。

当第19期における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

1．コンプライアンス

当社は、従前より、当社及び子会社の行動規範として、「コンプライアンス基本規程」及び「パイロットグループ行動規範」を制定し、役員及び社員が社会倫理や行動規範を尊重し良識ある企業行動により、社会的責任や企業使命を果たすことを広く浸透させております。

また、本年、コンプライアンス状況を内部統制部門が主導して、本内部統制基本方針に従って、全社横断的に内部統制システムの運用状況の確認を行いました。

また、法令違反や不正行為等の早期発見と未然防止を図るため、内部通報窓口を社内外に設置し、運用しています。

2．損失の危険の管理

当社及び子会社の損失の危険の管理については、「経営リスク管理規程」を制定し、当該規程に基づき、所定の各部署において、当社及び子会社に関わるリスクの識別、分析を行った上で適切な対応を行いました。

また、本年、内部統制部門は、上記の各部署とは独立した立場から、上記の各部署が行ったリスクの識別及び分析について、内部監査を通じて、全社横断的なリスクの状況把握及び監視を行いました。

また、当社は、災害発生時等に従業員の安否確認及び指示伝達を迅速に行うため、安否確認システムを導入しました。

3．取締役会による監督等

本年、当社の取締役会は、社外取締役３名を含む取締役８名の体制にて、定例取締役会及び臨時取締役会を開催し、法令又は定款その他社内規程に定められた事項を決議するとともに、取締役の職務執行等に関する法令及び定款等への適合性、並びに合理的な経営判断に基づく業務執行の妥当性等について監督を行いました。（当社取締役における子会社の重要事項承認及び当社取締役会への適時の報告を含みます。）

4．監査役による監査等

本年、常勤監査役及び社外監査役は、取締役会及び経営執行会議等の重要な会議に出席し、取締役等の業務執行の状況、財産状態の調査及び経営の適法性監査を行いました。

また、取締役会に対して年２回の監査報告会を実施するとともに、社外取締役、内部統制部門、会計監査人等と定期的な意見交換を実施しました。

以上の施策により、当社は、当期において内部統制の目的である「業務の有効性・効率性」、「資産の保全」及び「法令遵守」を確保しております。

⑺ 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、2008年２月25日開催の当社取締役会において、下記１．の基本方針を決定しております。当社は、かかる基本方針を踏まえ、下記２．記載の各取組みを実施しております。

１．基本方針の内容の概要

当社は、当社の企業価値の源泉が、当社グループが永年に亘って培ってきた経営資源に存することに鑑み、特定の者又はグループが当社の総議決権の20％以上の議決権を有する株式を取得することにより、当社グループの企業価値又は株主の皆様の共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる特定の者又はグループは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令及び定款によって許容される限度において当社グループの企業価値又は株主の皆様の共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針といたします。

２．取組みの具体的な内容の概要

⑴ 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、当社グループ全体の企業価値及び株主の皆様の共同の利益のさらなる確保及び向上を目指して、経営の効率化、コーポレート・ガバナンス体制及びコンプライアンス体制の強化並びに連結財務体質の改善等を図りつつ、「顧客主義」に立脚した新しい製商品の開発、市場の開拓、製造コストの低減等に日々研鑽を積んでおります。

とりわけ、当社グループの基幹である筆記具事業において、コスト競争力と技術開発力の向上を目的に生産拠点の再編を進めるとともに、グループ内の開発資源を集約することにより効率的かつスピード感のある商品開発が可能な体制を構築してまいりました。

当社グループは、今後も開発拠点のさらなる充実を図り、市場が求める高品質・高付加価値商品を続々と発信できる体制を固めるとともに、インドネシア、ブラジル等の海外生産拠点での現地生産能力を強化し、当社グループ製品の品質とブランドを世界各国において浸透・定着させるべく、新興国市場でのシェア向上を実現してまいる所存です。

⑵　基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2008年３月28日開催の当社第６期定時株主総会において、株主の皆様に、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針をご承認いただいてこれを導入いたしました。その後、かかる対応方針は、社会経済情勢の変化、買収防衛策に関する司法判断、2008年６月30日付企業価値研究会の報告書等を踏まえ、2011年３月30日開催の当社第９期定時株主総会、2014年３月28日開催の当社第12期定時株主総会及び2017年３月30日開催の当社第15期定時株主総会において、目的や基本的な仕組みに大きな変更なく継続することをご承認いただきました（以下、当社第15期定時株主総会において承認された買収防衛策を「旧プラン」といいます。）。

さらに、当社は、旧プランが2020年３月27日開催の当社第18期定時株主総会の終結の時をもって終了することを受け、同第18期定時株主総会において、株主の皆様に、基本方針に基づき、内容の実質的な変更をすることなく「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新の件」をご承認いただきました（以下、更新後の対応方針を「本プラン」といいます。）。

本プランは、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が独立委員会の勧告を尊重しつつ当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的として導入されたものです。

本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載の2020年２月12日付「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新に関するお知らせ」の本文をご覧ください。

（参考URL https://www.pilot.co.jp/company/ir/news/）

3．具体的な取組みに対する取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、上記２．⑴記載の基本方針の実現に資する特別な取組みは、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を高めるための具体的方策であり、まさに当社の基本方針に沿うものと考えます。

また、本プランは、上記２．⑵記載のとおり、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的として導入されたものであり、基本方針に沿うものと考えます。さらに、①本プランは、株主及び投資家の皆様並びに大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適切な選択の機会を確保するため、事前の開示がなされていること、②本プランの導入については当社第18期定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ており、また、毎定時株主総会における当社取締役の選任を通じて本プランを廃止するか否かについての株主の皆様の意思が確認される点で、本プランの導入及び存続について株主の皆様の意思を重視していること、③取締役会の判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会が意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うにあたっては、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した第三者的立場にある専門家の助言を得るものとしていること、④本プランに基づく対抗措置の発動等の必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のための濫用を防止するために、独立委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置の発動等をする場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしていること、⑤本プランは、当社の株主総会又は取締役会によりいつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではなく、また、当社はいわゆる期差任期制を採用していないため、スローハンド型買収防衛策でもないこと等から、当社取締役会は、本プランが、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を損ない、又は当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

⑻ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループの事業につきましては、海外における売上高の比率が高く、為替や各国の経済状況等の影響を強く受けるため、最終的な損益が事業実態を必ずしも適正に反映しない可能性があります。当社はこのような外的要因による利益変動を直接的に利益配分に反映させることは適切でないと考え、あくまでもその内容を精査の上、継続的に安定配当を実施する旨を基本方針としております。その上で、内部留保資金は原則として新製品の開発費用、市場競争力の強化費用、将来的な事業資金や設備投資、人材の育成費用等の成長投資に充当してまいります。

なお、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令の別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって決定する旨を定款で定めており、また、その回数については中間配当及び期末配当の年２回を基本的な方針としております。

当期におきましては、2020年８月6日開催の取締役会における決議により、普通株式１株につき、普通配当27円50銭の中間配当を実施しました。また、期末におきましても、2021年２月12日開催の取締役会における決議により、普通株式１株につき普通配当27円50銭の期末配当を実施いたします。これにより年間配当金の合計は55円00銭となります。

次期につきましては、中間、期末ともに１株当たり普通配当30円00銭の配当実施を計画しております。これにより１株当たりの年間配当金合計は60円00銭となり、当期の年間配当金55円00銭と比べて５円00銭の増配となる予定です。

連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**82,480**	**流動負債**	**27,229**
現金及び預金	38,313	支払手形及び買掛金	9,690
受取手形及び売掛金	18,738	短期借入金	4,652
商品及び製品	14,830	1年内返済予定の長期借入金	3,166
仕掛品	4,559	未払費用	3,004
原材料及び貯蔵品	2,896	未払法人税等	742
その他	3,224	返品調整引当金	144
貸倒引当金	△81	賞与引当金	699
固定資産	**41,090**	役員賞与引当金	50
有形固定資産	**27,097**	その他	5,078
建物及び構築物	12,187	**固定負債**	**8,467**
機械装置及び運搬具	6,682	長期借入金	6,659
その他	2,293	繰延税金負債	71
土地	5,238	役員退職慰労引当金	127
建設仮勘定	694	環境対策引当金	30
無形固定資産	**6,255**	退職給付に係る負債	755
借地権	5,355	負ののれん	119
その他	900	その他	702
投資その他の資産	**7,737**	**負債合計**	**35,697**
投資有価証券	3,548	(純資産の部)	
繰延税金資産	1,719	**株主資本**	**93,771**
退職給付に係る資産	1,659	**資本金**	**2,340**
その他	903	**資本剰余金**	**7,914**
貸倒引当金	△93	**利益剰余金**	**103,577**
		自己株式	**△20,061**
		その他の包括利益累計額	**△7,030**
		その他有価証券評価差額金	126
		為替換算調整勘定	△7,306
		退職給付に係る調整累計額	149
		非支配株主持分	**1,133**
		純資産合計	**87,873**
資産合計	**123,571**	**負債純資産合計**	**123,571**

連結損益計算書

（2020年１月１日から
2020年12月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	**87,096**
売上原価	**41,858**
売上総利益	**45,238**
販売費及び一般管理費	**31,097**
営業利益	**14,141**
営業外収益	**778**
受取利息	68
受取配当金	123
負ののれん償却額	119
助成金収入	215
その他の営業外収益	250
営業外費用	**562**
支払利息	142
為替差損	327
その他の営業外費用	92
経常利益	**14,356**
特別利益	**522**
固定資産売却益	522
特別損失	**555**
固定資産売却損	4
固定資産除却損	24
減損損失	88
投資有価証券評価損	408
ゴルフ会員権売却損	1
環境対策引当金繰入額	28
税金等調整前当期純利益	**14,323**
法人税、住民税及び事業税	3,516
法人税等調整額	631
当期純利益	**10,176**
非支配株主に帰属する当期純利益	242
親会社株主に帰属する当期純利益	**9,933**

連結株主資本等変動計算書

（2020年１月１日から
2020年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,340	7,913	95,615	△20,061	85,808
当期変動額					
剰余金の配当			△1,972		△1,972
親会社株主に帰属する当期純利益			9,933		9,933
自己株式の取得				△0	△0
連結子会社株式の取得による持分の増減		1			1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	1	7,961	△0	7,962
当期末残高	2,340	7,914	103,577	△20,061	93,771

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	44	△6,029	△13	△5,998	1,368	81,179
当期変動額						
剰余金の配当						△1,972
親会社株主に帰属する当期純利益						9,933
自己株式の取得						△0
連結子会社株式の取得による持分の増減						1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	81	△1,277	162	△1,032	△235	△1,268
当期変動額合計	81	△1,277	162	△1,032	△235	6,694
当期末残高	126	△7,306	149	△7,030	1,133	87,873

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1．連結の範囲に関する事項

⑴	連結子会社	18社
	主要な連結子会社の名称	パイロットインキ㈱、Pilot Corporation of America、 Pilot Corporation of Europe S.A.
⑵	非連結子会社	２社
	非連結子会社の名称	パイロットプリンテックス㈱ ㈱パイロット日の丸合成
	連結の範囲から除いた理由	非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2．持分法の適用に関する事項

持分法適用非連結子会社	なし
持分法適用関連会社	なし
持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称	パイロットプリンテックス㈱ ㈱パイロット日の丸合成
持分法を適用しない理由	非連結子会社２社及び関連会社５社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3．連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4．会計方針に関する事項

⑴　重要な資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

・時価のないもの　移動平均法による原価法

②　棚卸資産　原則として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

③　デリバティブ　時価法

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）　当社及び国内連結子会社は定率法
ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
また、在外連結子会社については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物　15年～50年
機械装置及び運搬具　４年～12年

②　無形固定資産（リース資産を除く）　定額法
ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③　リース資産　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑶　重要な引当金の計上基準

①　貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
②　返品調整引当金	返品による損失に備えるため、過去の実績に基づき将来発生すると見込まれる返品損失見込額を計上しております。
③　賞与引当金	従業員に支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
④　役員賞与引当金	役員に支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
⑤　役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。
⑥　環境対策引当金	将来の環境対策に要する支出（ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理費用）に備えるため、将来の負担見込額を計上しております。

⑷　重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

⑸ 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を適用しております。
② ヘッジ手段とヘッジ対象	
ヘッジ手段	デリバティブ取引（為替予約取引、通貨オプション取引及び金利スワップ取引）
ヘッジ対象	主として、外貨建債権に係る為替変動リスク及び資金の調達に係る金利変動リスク
③ ヘッジ方針	将来の為替変動リスク及び金利変動リスクを回避し、コストを安定させることを目的として、デリバティブ取引を行っております。
④ ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジの有効性の判定は、原則として有効性判定時点において、ヘッジ手段の時価の変動の累計とヘッジ対象の時価の変動の累計を比較することにより行っております。

⑹ 負ののれんの償却方法及び償却期間

2010年３月31日以前に発生した負ののれんの償却については、20年間の均等償却を行っております。

⑺　その他連結計算書類作成のための重要な事項

①　退職給付に係る会計処理の方法

イ　退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ　数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ハ　小規模企業等における簡便法の採用

当社及び一部の連結子会社が有する退職一時金制度は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

②　消費税等の会計処理　　税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用として処理しております。

5．表示方法の変更

（連結損益計算書）

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他の営業外収益」に含めておりました「助成金収入」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

連結貸借対照表に関する注記

1．有形固定資産の減価償却累計額　59,040百万円

2．非連結子会社及び関連会社に対するもの

投資有価証券（株式）　929百万円

3．担保に供している資産

建物及び構築物	1,814百万円	（ 1,655百万円 ）
土地	870	（ 43 ）
計	2,684	（ 1,698 ）

上記のうち、（内書）は工場財団抵当を示しております。

上記に対する債務

１年内返済予定の長期借入金	2,786百万円
長期借入金	5,806
計	8,593

連結損益計算書に関する注記

期末たな卸資産は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額（洗替法による戻入額相殺後）であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

売上原価　148百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	43,814,400	－	－	43,814,400

2．自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	4,370,872	41	－	4,370,913

（変動事由の概要）

増減数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加　41株

3．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年2月12日 取締役会	普通株式	887	22.50	2019年12月31日	2020年3月30日
2020年8月6日 取締役会	普通株式	1,084	27.50	2020年6月30日	2020年9月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年2月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,084	27.50	2020年12月31日	2021年3月31日

金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にステイショナリー用品の製造販売事業を行うために、必要な資金を自己資金及び銀行借入により調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、製商品輸出等による外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。各在外連結子会社の営業債務の一部には、製商品輸入等に伴う外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されております。未払法人税等は、そのほぼすべてが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は、主に設備投資に係る資金調達であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引及び通貨オプション取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等　4．会計方針に関する事項」に記載されている「(5) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

⑶　金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規程に従い、営業債権について、各事業部門において営業担当者が経理部門の担当者と協力して、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

②　市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社及び一部の連結子会社は、外貨建の営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、為替予約取引及び通貨オプション取引を利用してヘッジしております。また、当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しつつ、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引につきましては、取引権限や限度額等を定めた社内規程に則って執行されており、取引の執行と管理において相互牽制機能が働く組織と報告体制をとっております。連結子会社についても、当社の社内規程に準じて、管理を行っております。

③　資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各社が月次に資金繰計画を作成・更新するとともに、常に経済環境をモニターし、状況に応じた適切な手許流動性を維持、確保することにより、流動性リスクを管理しております。

⑷　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑸　信用リスクの集中

当連結会計年度末における特段の信用リスクの集中はありません。

2．金融商品の時価等に関する事項

2020年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）をご参照ください。）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
⑴　現金及び預金	38,313	38,313	－
⑵　受取手形及び売掛金	18,738	18,738	－
⑶　投資有価証券			
その他有価証券	2,578	2,578	－
資産計	59,630	59,630	－
⑴　支払手形及び買掛金	9,690	9,690	－
⑵　短期借入金	4,652	4,652	－
⑶　未払法人税等	742	742	－
⑷　長期借入金　（※１）	9,825	9,821	△4
負債計	24,911	24,907	△4
デリバティブ取引　（※２）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	△23	△23	－
デリバティブ計	△23	△23	－

（※１）　⑷　長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めて記載しております。

（※２）　デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

⑴ 現金及び預金、並びに⑵ 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑶ 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

⑴ 支払手形及び買掛金、⑵ 短期借入金、並びに⑶ 未払法人税等

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑷ 長期借入金

長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引金融機関から提示された価格に基づいて算定しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

区　　分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	969

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もるには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産⑶ 投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額　　2,199円11銭
２．１株当たり当期純利益　　251円84銭

（注）算定上の基礎

１株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数　　39,443,522株
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数　　39,443,487株

潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、当連結会計年度において、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

減損損失に関する注記

減損損失の内訳

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

（単位：百万円）

場所	用途	種類	減損損失
大阪府 大阪市	事業用資産	建物及び構築物	58
沖縄県 那覇市	営業所	建物及び構築物	29

当社グループは、事業用資産については主として管理会計上の区分に基づいてグルーピングを行い、賃貸用資産、遊休資産及び処分予定資産等については個別に資産のグルーピングを行っております。

上記資産グループについては、営業活動から生じる損益が継続してマイナスであるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額については不動産鑑定士による鑑定評価等を基準としております。

企業結合等に関する注記

共通支配下の取引等

子会社株式の追加取得

1．取引の概要

⑴　結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称　　Pilot Pen Co.,（Hong Kong）Ltd.

事業の内容　　筆記具等の販売

⑵　企業結合日

2020年９月30日（みなし取得日）

⑶　企業結合の法的形式

非支配株主からの株式取得

⑷　結合後企業の名称

変更ありません。

⑸　その他取引の概要に関する事項

追加取得した株式の議決権比率は42.5％であり、当該取得によりPilot Pen Co.,（Hong Kong）Ltd.を当社の完全子会社といたしました。当該取得は、意思決定の迅速化によりグループ経営体制の強化を図るために行ったものであります。

2．実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

3．子会社株式を追加取得した場合に掲げる事項

被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	12,080千香港ドル（163百万円）
取得原価		12,080千香港ドル（163百万円）

4．非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

⑴　資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

⑵　非支配株主との取引によって増加した資本剰余金の金額

１百万円

重要な後発事象に関する注記

自己株式の消却

当社は、2021年２月12日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却を行うことを決議いたしました。

１．消却する株式の種類	当社普通株式
２．消却する株式の総数	2,000,000株
３．消却予定日	2021年２月26日
４．消却後の発行済株式総数	41,814,400株

貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**51,757**	**流動負債**	**19,443**
現金及び預金	26,352	支払手形	333
受取手形	2,768	電子記録債務	2,793
売掛金	11,753	買掛金	10,147
商品及び製品	4,748	1年内返済予定の長期借入金	3,166
仕掛品	2,518	未払費用	1,035
原材料及び貯蔵品	1,146	未払法人税等	481
その他	2,507	返品調整引当金	92
貸倒引当金	△37	賞与引当金	232
固定資産	**36,743**	役員賞与引当金	28
有形固定資産	**12,511**	その他	1,132
建物及び構築物	6,603	**固定負債**	**6,731**
機械及び装置	2,560	長期借入金	6,659
土地	2,553	退職給付引当金	5
建設仮勘定	347	環境対策引当金	0
その他	447	その他	66
無形固定資産	**5,729**	**負債合計**	**26,175**
借地権	5,355	(純資産の部)	
その他	374	**株主資本**	**62,157**
投資その他の資産	**18,503**	**資本金**	**2,340**
投資有価証券	1,726	**資本剰余金**	**10,005**
関係会社株式	15,602	資本準備金	10,005
関係会社出資金	361	**利益剰余金**	**69,873**
前払年金費用	284	利益準備金	315
繰延税金資産	309	その他利益剰余金	69,558
その他	279	配当準備積立金	240
貸倒引当金	△61	別途積立金	4,500
		繰越利益剰余金	64,818
		自己株式	**△20,061**
		評価・換算差額等	**166**
		その他有価証券評価差額金	166
		純資産合計	**62,324**
資産合計	**88,500**	**負債純資産合計**	**88,500**

損 益 計 算 書

（2020年１月１日から
2020年12月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	**59,122**
売上原価	**37,417**
売上総利益	**21,704**
販売費及び一般管理費	**14,537**
営業利益	**7,167**
営業外収益	**3,971**
受取配当金	3,429
受取ロイヤリティー	216
固定資産賃貸料	174
その他の営業外収益	151
営業外費用	**413**
支払利息	48
売上割引	52
為替差損	235
貸与資産減価償却費	63
その他の営業外費用	14
経常利益	**10,724**
特別利益	**0**
固定資産売却益	0
特別損失	**278**
固定資産売却損	3
固定資産除却損	2
減損損失	88
投資有価証券評価損	182
ゴルフ会員権売却損	1
税引前当期純利益	**10,446**
法人税、住民税及び事業税	2,149
法人税等調整額	74
当期純利益	**8,223**

株主資本等変動計算書

（2020年１月１日から
2020年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	2,340	10,005	10,005	315	240	4,500	58,566	63,621
当期変動額								
剰余金の配当							△1,972	△1,972
当期純利益							8,223	8,223
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	6,251	6,251
当期末残高	2,340	10,005	10,005	315	240	4,500	64,818	69,873

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△20,061	55,906	161	161	56,068
当期変動額					
剰余金の配当		△1,972			△1,972
当期純利益		8,223			8,223
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			5	5	5
当期変動額合計	△0	6,251	5	5	6,256
当期末残高	△20,061	62,157	166	166	62,324

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．資産の評価基準及び評価方法

⑴　子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
⑵　その他有価証券	
・時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
・時価のないもの	移動平均法による原価法
⑶　棚卸資産	移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
⑷　デリバティブ	時価法

2．固定資産の減価償却の方法

⑴　有形固定資産 （リース資産を除く）	定率法 ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物　　15年～50年 機械及び装置　　７年～12年
⑵　無形固定資産 （リース資産を除く）	定額法 ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

3．引当金の計上基準

⑴　貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
⑵　返品調整引当金	返品による損失に備えるため、過去の実績に基づき将来発生すると見込まれる返品損失見込額を計上しております。

⑶ 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

⑷ 役員賞与引当金

役員に支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

⑸ 退職給付引当金

従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を退職給付引当金又は前払年金費用として計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

⑹ 環境対策引当金

将来の環境対策に要する支出（ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理費用）に備えるため、将来の負担見込額を計上しております。

４．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

５．ヘッジ会計の方法

⑴ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を適用しております。

⑵ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

デリバティブ取引（為替予約取引、通貨オプション取引及び金利スワップ取引）

ヘッジ対象

主として、外貨建債権に係る為替変動リスク及び資金の調達に係る金利変動リスク

⑶　ヘッジ方針	将来の為替変動リスク及び金利変動リスクを回避し、コストを安定させることを目的としてデリバティブ取引を行っております。
⑷　ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジの有効性の判定は、原則として有効性判定時点において、ヘッジ手段の時価の変動の累計とヘッジ対象の時価の変動の累計を比較することにより行っております。

6．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

⑴　退職給付に係る会計処理	退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。
⑵　消費税等の会計処理	税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用として処理しております。

貸借対照表に関する注記

1．有形固定資産の減価償却累計額　29,866百万円

2．担保に供している資産

建物及び構築物	1,814百万円	(	1,655百万円)
土地	870	(	43)
計	2,684	(	1,698)

上記のうち、（内書）は工場財団抵当を示しております。

上記に対する債務

１年内返済予定の長期借入金	2,786百万円
長期借入金	5,806
計	8,593

3．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は、次のとおりであります。

⑴	短期金銭債権	8,451百万円
⑵	短期金銭債務	8,071百万円

損益計算書に関する注記

1．関係会社との取引高

⑴	売上高	33,970百万円
⑵	仕入高	20,338百万円
⑶	販売費及び一般管理費	1,576百万円
⑷	営業取引以外の取引高	3,808百万円

2．期末たな卸資産は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額（洗替法による戻入額相殺後）であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

売上原価　94百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	4,370,872	41	－	4,370,913

（変動事由の概要）

増減数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加　41株

税効果会計に関する注記

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
棚卸資産評価損	128百万円
減損損失	159
減価償却超過額	54
賞与引当金	71
未払事業税	65
返品調整引当金	28
売上割戻未払分	22
長期未払金	13
関係会社株式	472
その他	116
繰延税金資産小計	1,133
評価性引当額	△662
繰延税金資産合計	470
繰延税金負債	
前払年金費用	△87
その他有価証券評価差額金	△73
繰延税金負債合計	△160
繰延税金資産純額	309

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△9.6
法人税等の特別控除	△0.3
住民税均等割等	0.3
その他	△0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.3

関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属 性	会社等の名称	資 本 金	事業の内容	議決権の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科 目	期末残高（百万円）
子会社	パイロットインキ㈱	220百万円	筆記具等の製造及び玩具等の製造・販売	直接100.0%	当社製品の製造役員の兼任	製品の仕入（注１）	19,539	買掛金	7,719
						受取配当金（注３）	1,400	－	－
子会社	Pilot Corporation of Europe S.A.	7,216千ユーロ	筆記具等の製造・販売	直接100.0%	当社製品の製造・販売役員の兼任出向者の派遣	製品の販売（注２）	11,144	売掛金	3,448
						受取配当金（注３）	541	－	－
子会社	Pilot Corporation of America	23,500千米ドル	筆記具等の製造・販売	直接100.0%	当社製品の製造・販売役員の兼任	製品の販売（注２）	11,489	売掛金	1,850
						受取配当金（注３）	531	－	－
子会社	Pilot Pen (Shenzhen) Co.,Ltd.	850千米ドル	筆記具等の販売	直接100.0%	当社製品の販売出向者の派遣	製品の販売（注２）	6,957	売掛金	1,492

（注１）原価、市場価格を基に契約単価を決定しております。

（注２）市場価格を基に販売価格を決定しております。

（注３）受取配当金については、剰余金の分配可能額を基礎とした一定の基準に基づき合理的に決定しております。

１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額　1,580円10銭

２．１株当たり当期純利益　208円49銭

（注）算定上の基礎

１株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数　39,443,522株

１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数　39,443,487株

潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、当事業年度において、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

減損損失に関する注記

減損損失の内訳

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

（単位：百万円）

場所	用途	種類	減損損失
大阪府大阪市	事業用資産	建物及び構築物	58
沖縄県那覇市	営業所	建物及び構築物	29

当社は、事業用資産については主として管理会計上の区分に基づいてグルーピングを行い、賃貸用資産、遊休資産及び処分予定資産等については個別に資産のグルーピングを行っております。

上記資産グループについては、営業活動から生じる損益が継続してマイナスであるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額については不動産鑑定士による鑑定評価等を基準としております。

企業結合等に関する注記

共通支配下の取引等

連結注記表「企業結合等に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

重要な後発事象に関する注記

自己株式の消却

当社は、2021年２月12日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却を行うことを決議いたしました。

１．消却する株式の種類　当社普通株式
２．消却する株式の総数　2,000,000株
３．消却予定日　2021年２月26日
４．消却後の発行済株式総数　41,814,400株

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年２月19日

株式会社パイロットコーポレーション
　取締役会　御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　三　島　徳　朗　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　上　田　正　樹　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社パイロットコーポレーションの2020年１月１日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社パイロットコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。
　監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年２月19日

株式会社パイロットコーポレーション
　取締役会　御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　三　島　徳　朗　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　上　田　正　樹　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社パイロットコーポレーションの2020年１月１日から2020年12月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年１月１日から2020年12月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人（アーク有限責任監査法人）の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人（アーク有限責任監査法人）の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年２月22日

株式会社パイロットコーポレーション　監査役会

常勤監査役　空　元　直　樹　㊞

常勤監査役　雑　村　吉　浩　㊞

社外監査役　板　澤　幸　雄　㊞

社外監査役　神　山　敏　蔵　㊞

以　上

株主総会会場のご案内

会　　場：東京都中央区京橋二丁目６番21号
株式会社パイロットコーポレーション　本社６階会議室（受付は６階にて行います。）
☎ 03-3538-3700（代表）

最寄りの駅：東京メトロ銀座線　　京橋駅６番出口　前
都営地下鉄浅草線　　宝町駅Ａ５出口　徒歩３分

（お願い）＊駐車場・駐輪場のスペースがございませんので、当日のお車や自転車等でのご来社はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

新型コロナウイルスの流行に伴い、株主総会会場は管理を徹底し、万全を期して準備いたしておりますが、開催日時点の状況により、加えて感染予防のための措置を講じる場合がございます。変更の際は当社ホームページ（https://www.pilot.co.jp/）上にてご案内いたしますのでご協力をお願い申しあげます。

ご　案　内　図



UD FONT　見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。